扶桑拾葉集

九冊

扶桑拾葉集卷第十九

目録

椿象記

後素学院

扶桑拾葉集巻第十九

参議従三位兼行右近衛権中将源朝臣光圀編集

椿葉記

後崇光院

人皇始りてより百四ちそん天皇代になりぬ
つきつきの御系図はありきといへとも当世
なかうつりもかはりまみえ侍るくいとくし当日
記もこまかに侍れとわかつねにしもちかれ
よの中崇光院よりこのかた一男かれ
まかれ侍るありきと御世に世おもての人のかまへ
きよもありし御事をあさまにてあはしくつまく

いまはのかはりにとくあふくなりあはれ
ともなくて水出あふれけり御禊あること
をはれ給ともかくしそそくありまうりけれ
もつ事のうけくをとこさろのさいらんにおよひ
定也いふまにをうしつきゐ給ふ也崇光院は光厳院
第一のみこにましましこのころの院は東皇統なく
御位の事御さいはひ（後村上院）ありて二年天下をおさめ給ふ観應
二年十一月七日南朝よりみなをもてまつりて御位をすて
を廢せ同十二月廿八日太上天皇の尊号をもとめ
たてまつる此日光明院をも天皇の尊号をとゝめ
つきに御さんとさる中をいちかひ伏見のおくにあるし

ましく禅定とならせ給ひしまゝて長谷寺におはし
ますとゆひはむかし御隠居ありし二年閏二月廿日南朝兵
天気をうかゝひて両上皇（光厳院 光明院）新院（崇光院）儲皇直仁親王（萩原殿一宮 花園院）
八幡の軍陣に幸しましし御もに南方にて軍利
なくして八幡より没落河内国東條の城に
遷幸ありし日五月にまた大和国加名生に離
宮ありて御住居ありし日八月に光厳院は落飾
ましてのちは河内の行宮にして禅衣をめ
しまして後は山国の常照寺に隠居
ましましこゝにて崩御ありしとそ文は廢帝
後光厳院（後光厳院）崇光院第二の宮同八月十七日践祚ありて

これはゆつりまいらせし将軍（等持院贈左府）やうのたちひとすぢに
申させ給ふ此ころ文ハ妙法院の門跡へ入室ありしを
すみやかにとりかへし申され還俗とひろく
うけ給ひて伏見殿の御継体に代々とさためられ
延文二年二月十八日上皇（崇光院）帰京ましまし新帝よ
是を御覧ありて御衰へのなけきまし両法皇（光厳　光明）もきん
ちかき比（萩原殿）に御門に移らせ給ひて長講堂領
金剛院領換田法領両所（當任）納捧歴園済南両所領など
後深草院以来正統たりつたへ給ひし法皇（光厳院）の
御ゆつりをは上皇崇光御渡ありて御堂
御領知あるへき旨院宣のかんありし事

是はかくて（後光厳院）申しみなと御所にて申つかひ
せられけり かくて将軍（鹿苑院）いよいよまされて執事
細川武蔵守頼之朝臣天下の事はとり行ひ申しか
よろしきにつけてハその後もたひたひ内談ありし事とも
この御事もしく風情をし一ツあしほとなり
栄仁親王（大通院）践祚の事後深草院嫡流正嫡にて
ましませは理運の沙汰ありと日野中納言藤光卿を
もつてしきりに申されけれとも理運たるへきハ勿論の
よし御返事ありしと申せと義満公ハ武家よりそうらひ
申せ奉りかねていかにも沙汰あるへきよし
とさいはひ申されて理運向後とかたく申

みこゝろにまかせて新主と頼み
おほせ給ふよりこそ天下のこの事とも
いらせ給ふまゝにしをき申さるゝつゝあまり一のみこに（後圓融院）
御譲位ありける武家にもまて長願申さるゝは力とよ
えなれ浄春なりさふらひ侍りて本院（崇光院）新院（後光厳院）さら
まらぬ御事ありけるを御身の後にしたくて
ありけるを申さるゝ兄弟の御中にも御位の
あらそひもしれありける事なりけれちかく
なりし事なりかくて應安七年正月新院（後光厳院）
崩御なりぬさて禁裏（後圓融院）は御在位十二年ましく
ありて永徳二年四月御譲位ありしかとも今度は

伏見殿（崇光院）より御識望を出し給ひにてそよりて給は
ありつるまゝにて一の御子（後小松院）御位に即給ふ新院（後圓融院）
は御治世あるまても天下の事とも大樹（鹿苑院准后）執行
なされけるのひろ伏見殿へ准后御参
御内にいられくいかにとおほしめされしに陽禄門院
三十三年の御仏事大光明寺にて
經供養ありし崇童より申させ給ひてなるや
かなう御事ともありしにとも御そむの
時刻やいかにとなしんの御事を遊されて
やかてさて明徳四年四月新院（後圓融院）は山崩御なり
ぬるのち准后はやかて太政大臣にならり

猶く御像はよくさゝえ御りして帰く〳〵を
み草木とまひもろこして見東帰伏
まうく翁曲静澄なり輝南の離ゑ入りハ
閑まふとして歳月を送りまし御を聞ゆ
明治三年十一月廿日に至りハ清良宮をせ
給ひ次しハ常光（康熙院主）園御あり清親王より
御受戒ありへしまてとも幽閑の院中御すま
とらせを御もたちう禅律の御戒師せん
まへなまで西ゑかしも至後洲治も御家
し給その又御手伏見殿へ御参りあり
ていと健務なりしたまふ進抛十百延而

いうをうまくくうの御濃り清庭の田植
奥村をされて入りける田楽をしいとおかし
ろ来ぬおそひとも侍りきかくて慈永や
年の冬より御悩ありて月五年正月十二日
崩御なりぬ遺勅にて崇光院と申しつ
る御願けり此とも侍くありて御百ケ日を
くまハやうく長講堂に清金剛院頌槃回
社の構應圖衛ふとしく構裏（後小松）へめされ
ぬあらりようけるまて御ありけ勢そ侍
年り志りまて息り御寧篭の御ひき親（大通院）
王殿（すなはち）うくに於敬侍り御りまて長講堂清金

剛院殿の御ハ之歳院御をさ文ゟ親王
踏御あゝ山相續ゝ御しゝ
まゝて（後光嚴）慧叢清官領あゝ
事清治天あゝ正統ゟつゝく伏見殿
ゝ御ゝん山官領あゝ中を出
ゝも御ん山登極の山先運とゝゝれ
後ゝゝゝゝゝ御ゝゝゝゝ同年育
ゝゝゝゝ飯の前坊嗣ゝゝゝの
清領もい室町中院（後嵯峨院御女）清遺領
ん坊山一朝のゝゝ京領ようゝつ
ゝゝゝゝ嚴院山ゝゝ文ゝゝ

ゝをゝゝて伏見殿山官領あゝ
ん山ゝ山生世ゝ（崇光）清ゝ中をゝゝの
る細唯紀ゝゝひゝゝゝゝ室町院領の
中七ケ所と萩原殿の山ゝと伏見殿へ
ゝゝゝゝ文御別宮御ゝ長藩者領の御ゝて代
ゝゝゆゝゝ各別ゝゝ西御ゝゝれゝ
返ゝゝゝ國御のゝゝ職ゝ文嚴院の山ゝ動
院者朝見ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
さゝゝゝ中ゝ同別御十ケ所ゝゝゝゝゝゝ
國御のゝ御ゝゝゝ十ケ所ゝゝん山院
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

も仏閣には菅領あまた八ヶ所をえらはれたるなかにこの
御寺ハかしこきものゝうちにいれらるへきとおほしめしのところに
ゆかりきれハなを花営寶うけさせて御祈をとくへく
あまたゝひつきさかえ度へうけ申御寺ハ事ニ長ハ
准后の山庄になされへしとて人もおそく思ひ給ひ
とゝ御うつりて給ひ日六年十一月大内右京
大夫の遺義弘謀叛おこして天下さわかしきほと
知おもふし申せしの御祈とてかへしかたまへ
さたまはるくわんさうすりねかくて二三年ハ事
ことにはさわかしき日八年七月に日夜御所
回禄しぬ累代の御記文書重宝とも大略[?]

こたひハ焼ぬる御事とも申さたもなしをそ御さ二
月よりハ内裏をうつし申しぬあらたに皇居となりし
やきぬれといとあさましくゆくすゑのよし准后へ申
給ひぬるよりてのちハ荒廃して又還住かたく
さやかにも御沙汰をそへられてさうの法恩
院（小川禅尼山庄）へ申されつ一両年ありて又有栖川なる所へ
（勘解由小路武衛山庄）うつし申され給ひて七八年ハさうてましまする
御くも東をこふなとさんさうをたてられしこれ
[?]西園寺の御所へうつされ[?]
むかし常盤井の相國の造営せられ[?]
[?]てみちをとらせられ[?]

つまくらあり寛永十九年三月行幸とや
さらに十日ばかり御逗留のあひだ舞楽御遊之和
和歌蹴鞠なとの御あそひを行はせられしこともあり
申さるゝまひ御院の御前作なといくつの御くわし
うりも御まへりありて御見ひなとも申ぬる
其のこの若公桃井の御所へ入室あるへしとの給ひ
うれしかりしあまりかくいひてまゐらすゆふまくあされ
しれるよ此行幸もまい御院いろくの御あそ
ひもにきやかにて又花なくて了あらしらの四月は
そいりやりてあんふくして義嗣と名のらせ給ひて
きんすくの唯授なるよしきこえしはこのところ

そしのあたへく世にもてはやされしかは院
めくみさらにまさりてひとつふたつかさなりけり同年
月六日喜寿にて薨し給ふ 康荘院 世中をしき火を消
まゐらせやうなく御あとつきも申とゝむへきもなかりし
此若公まくやすく院のおはしけるかくして管領勧修寺家の
尤卿の御入道をとしてそうひやく嫡子大樹に続 勝定院
うせしかは猶門大臣なとなりしをそれ家をつかさ
此若公は御進在なりかんなくて野苑に
くはしくやあらそひ出家しても遁世し給ひと
そのほとにいてられ林光院といふ所にとしころ
御住ありしか此かは人の御事にて管周

かれとも世をわたらせ給へるはいや□く
斎宮へたてしれのとし霜月に菅原□さゆへく
よしを御所とらへ申侍るこの御所は共綱室御
かれらも此御所より泥さすしてまた御ことなき也
御書所わらへきよしとくはしくかへ申御とき文
あやまの若宮の御あらへ申けるまゝ御□つる御
さいも申ひとしかれつまゝにはあらんとあそはされめく
しくしくつまのとし六月に御まへくはん
ろいまかはらの御ともかくの御あれんかた所すべて
故三位局 順忍 里にしくひこんかんと申比丘尼所に
すまゐのあらそてこもろともにけふ候まする様みゆし

きかなりけんれいそうもつめかうへいまに御ちかみへ
あまりそれのうちをこそ前坊乃御あまり周るなり霊
とゆ人五市へと申まへ申されくるまにゆく御
かんとも申まりけるあくりて御浄天文年 正精
ゆかしめをまゐらせしかもをさくまゐ日十九年八月廿
九日一 稱光院 乃文にゆくる夕はかりや御浄世をすさみ
こくしくまてかゝりしあやくはらくもなく経 代日んなす
御老病なかとしもこれに始終御わかんへの事
を紀伊へ申さらしとて柯亭と云者の御あらそひ
いとゆかしきけんかきかん又寶禍かく清暑堂此
神宴そのわらへ五宗厳がへ御すへてはおもわれき

おされぬ名門の誉れは相傳ふかくひさしうしてもまことをとうとうこうしく厳威をそなへ室町殿頃のさいてんなりもまもなく永代少貴所わたくしの院宮を進ぜられかくるの日本三ヶ一月朔日もんをとうまつる大文明年より都鄙をとりて大通院殿の御宥号を下へさいらせられ御法名一乗文治院殿御相傳ちうしゃいくるも国を統ひてつるのかし二月十二日よりふかくしたまひてあへなくもわさまもなくもんとうのいのちもとうにおよわを弾ぜ給ふの中ちう称号保元

なんとさうの中男子をもまし平ひろ貞成おもしのかうるお法中橋祿の時をもと紫河の入道た庫ち農育をしたく多年蔭亭に仕ち幼稚ゆ
のうち度遺院光婚法親王の事より惜紛ちくを
てる入室のり限まくあわうとしてちよ
きの陳樹いてはくとりぬ院ちうもも
こちうは中の多いをんをれとまんさうち
おとの負介のあまくはおうさしてうを世ち
むうをの稱且しうおのひへ乃ちとる仏教ひあ
くふあうん事をを形念してもくし仕ちを
に巷文の恩事をうしまくく伝体ちりぬもう

ら行ふよりの遠路をおぼえしてわかきこゝろに任
遅ひくまゝまもなく代々わひをうけ給はる事
量ちからなく仏神の擁護且は養母のこゝろ慈
とくんせしこゝろのの果をなすり相国寺二年
二月院の第二の女君もかゝる御ものおもひ
勅願を中御門大納言宣胤卿にうけ給はり
給ふんなのちけのうみとこゝろを行ふ
ていとあさましきものすり月に又将軍家相中
将殿量 勝定院義持 遊去をうしなつき五歳の
なりけるもはかなくとをしこゝろの日月
くんとこゝろに宸筆の八講をなるはしを

後条融院二十三回の御はかりことを
こゝろ得給ふ紙金泥の不動尊
ト行ふ奥書にもあるを 中御門宣胤卿 後記の
あるもこゝ宣ふていとこゝろ
とをこゝろみ中仏用勅使
宣下をこゝろ祈ん
のこゝろよりこゝ月くんを逆鱗
こゝ月にあるなりくこゝ
こゝ月くこゝゆ 勝定院 府
くんこゝろをまつりこゝ
七月にあるこゝ

そらにおほえたまふことの葉へゆるさてられん
御こゝろもあつかりき且ハはからすも此事よ思ひなりよ
御不審ありしも申さんやうもなくやみにき相
なかりし七月の末御なやみにたいしけまして
まきれにおこりのよしひろのあまりまさる然
去ぬる事の御事御らんなりて君の御事世の御定
のやうなる中めり御うれしさ言にもなりけるのち
わかれくちをしかりしかんみくしまゐりたまふ此御
くやしき応永卅の冬やまひかうむりかしこまりしかしこまり
こゝろしうくるしかりしく世のいてなんとしけく
まうくに日ころもちからなきのことにて又はかなし

はかなかりしきはにさへうらしもとまりぬるまじき
こゝろなりけり左京大夫なりし身没落して
天下もさわかしかりしを御はからひにて世中
はしつかになりにしそもしものをあはれなる正月
十八日御葬礼しめやかに勝定院と号す思ひよらぬいとあさ
ましかりし八幡にもおはしつるは相続の事いはと
御さたありし管領畠山諸大名評定して勝定院
の御連枝の中とて八幡の宮わかくしを御鬮とらす
さうらひて青蓮院門主勝定院舎弟御鬮にあたり給ひて
将軍になし奉るへきのむね院果報のめてたく
御まなこゝろあさはらく世のさかりますて

ましまさぬなりやうてちかいのはなしもんなし
る室町殿と申せし御しよ人もかうらかされ
そく〳〵まうりくは威勢をもきれは天下もわさ
ましし海内も志けうありけるに旧月よ結んすり
かたやくく正長元年と申延喜こうくしき
年号かくあらたまりてくる永享四年は新朝
こしめしまするにかくるへき結んうほ
あり々行く戊六月のころもほとんとは代
ありしをましてまつけの君やの御事せうさ南く
申結り七月のこしか後醍醐まりう寺南方
の小倉殿と申ゐ遁電とこさるるはくくねの申ふ

ては殺害のくにけるよし世中さたさき申けて
り七月十二日西中はるかに世ある年文明の御旨
胡臣御申にて夜へうときまいり三宝院の御はれ
つひにかくく室町殿へり申くをいとも申さは文御方
明日京へあり申されなまり東山若宮へへ申
されく発園申候るへきるり あくまに左京大夫入道 国をわきとほりて 発心服
るとは動御座ありおほしめさすしく御涙にしは管領
年へしとも申されける文中上下のひとしめき
参らつれしもおほえく申さし申しもあまたき
あまりうけらしてかく候かれけいてあらうるるとも
先とりまうもひとるいきえんとも申かく候十三

日の夕方に京都を出発し、
百人ばかりにて、
[illegible]へ行幸御帰京
相伴奉帰 庭田三位殿
御供人 [illegible]
摂津守 梅宮殿 庭田三位殿
右三寺
意得ていく[illegible]
日の暮方に[illegible]
車の[illegible]
伝聞の所[illegible]
いく[illegible]
二條
関白殿
[illegible]
御車の[illegible]
長賢卿
四條
隆房卿

御幸奉行 [illegible]
百人警固にて[illegible]
[illegible]て月[illegible]
の[illegible]
ひ[illegible]
[illegible]
[illegible]

九日新田裏へ法師ヶ院の山に移る乃紙おく
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]九月より改元あり
永享元年とかうの年の十二月廿七日
御帰住まつり廿六日宮内（行幸なり）
右大臣（近衛）忠嗣公　なり　室町殿も同じ御
[illegible]行なり[illegible]
[illegible]ゆき　なれ　公　御例とぞ
て年もあらねば日二年十月廿六日御禊行
幸なり　代々院の御拝殿　主東なりしに
見物あり幸なり　[illegible]
うつされ　幸なりて　[illegible]
見とゝひなき分なれいいてしと思ふ

室町殿より[illegible]御
物見のいでたち　[illegible]
とて方より[illegible]室[illegible]
きいかいしていてとゝ[illegible]
いて二條油小路西に車をたてゝおりみてまつる
行幸の儀式[illegible]
行幸をまつ[illegible]
[illegible]行[illegible]
不思議[illegible]
涙ながら[illegible]
あるの中[illegible]行幸[illegible]

亟衣にあらためて一献巌流の酒
をすゝめ給ふ三日の逗留をすゝ
室町殿へまいりて御礼申上る
に使者にて御礼をとまいりたる
よわまりまて伊勢伊賀国分
庄をは内書をもて給はりこれは室町殿御
事長慶堂御ハらゝ宮神綸旨を被親王
殿御りのこゝろをあんとなる小波恐れ
もまるとをゝくものもて京都月十六日より大嘗
會とゝのふ十四日より官司へ行幸御定

町殿まんはいりあゆをとゝのふ信長
は神宴ハくんにはゝ場ゆる人も諸代ゝ人
と信擬せゝゝ事をゝれをゝゝゝれ人とのの
ゝんよあゝゝハあもゝゝゝゝ事ゝ周中御
ゝゝ祝ゝゝ神宮ゝゝゝゝゝゝ事ハの
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ所
作ゝ作ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
姉ゝハ中山宰相中将定親ゝ若ゝ人柯亭と
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
きんと申きゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

[illegible]運のいとなもうけるを作る宮町及
[illegible]中納言をはつひとり
承られたりとまいらせ氣味なる御ものも
作る九條前関白久我前内府
人々大略参賀あり殿門前いしくはつひも
辯参まれい伏見の宮の御車の道もちかう出たる
[illegible]みたむしにたるまさひ作る
かくてむろまちをとさへ中納言をまさへ
やとるむらくの事をとりをはられもこみれ
はひりと眉目まさ作ふ正はの水一百ハ
戸機角とこかたるしはは帳よつをまし

中納言ハ宸濠も[illegible]いしく厳重なりしを
少しの心月ハ[illegible]家町及より勅使中納
をはつひとり恩拝はわりうふさされ
へたりの関西(西)いりて公家衆山水をえ迎
て形ての毒ふ蕙麝をたちはなをとり
を池遠ハ柳のけい翠黛をひさをとわひ
ふりる金瓜の饌金をもをの家席はたちひ
殿様とりをとり三条摂政公[illegible]三条梅宮大納
言勅使中納言日野廣橋冷泉中納言義宣卿入洛
なと候を殿遠ハ殿上人實彦三条中將卿ハ下ハ
あさりる殿者拍子[illegible]舞ふ殿院

を源とす一献の中すゝり歌世猿楽を
御まゝ[illegible]歌舞感興[illegible]
大臣家のわひさ数献酩酊して[illegible]
よりひしゝふ[illegible]を[illegible]
やゝくいとをりの高くの重宝[illegible]
ちやく[illegible]の[illegible]の載の一通[illegible]
先後の[illegible]
記[illegible]日三月廿四日院をかゝる[illegible]
給の[illegible]師の室一[永助]記[illegible]
あ[illegible]
いゝ[illegible]日四月廿九日八幡

[illegible]は祭[illegible]
[illegible]代の[illegible]
[illegible]
[illegible]

て加冠をとげたりけるもの
のかたいとなみ理髮とつ
かまつりけるとかの
あるべきかの限歳童なりけ
ひとりの俗人く
乃布帛を為筆とし仮名を
いとさきとなす大ろ仮暑をのもん文
てんまつかのはちひを遠近の
俗ともく他よ異なりけ事なれはあひ
てもよさきもの人くみちの奉運なりし
おやかたしちさいもの有後ものしを
とを身命もなりて年廿十四さいの事に
りとりもの家業の事あるかいちれはしこ

きもみちの人なりし侍家上書を
園中納言基秀卿御遊兼節の事いとしく
よ侍をしもうへいとなりて事なり
ものとなりとりもんのいなりとなりの
一日二日は甚しきあり三日おこりけり
てんきとりもんとなりとこのとき
後深草院建長五年正月二日の時
し二日は大雨ふりて日はくれとりの如き
もあひうるひ侍をは山ゆきもれさきも
あるとれとも言葉もなりもとをなりの
もんきとうとなりの継新古文を見続よ

てうしの御はらんすまうことのそれ
はやくうつき申しひらかなを三条殿
中将とはつひくく望まれはやく御
勅使うひうつる桃栖くもはつひわり
久我大炊御門さいをんしの花山院摂大寺殿
の人くに参賀あれをまして内かうの人
とうかまつりはうかはいをもむをたよも
又きこはをんをくゆとをはのんかくをそこ
につまくもあれをくの所望はあきをもも
うるまよりもうけいうくをうをれかうん
きねをさまをていひしはのんうくのまいとと

さはは一条の後をれはくくをあくをを
ををはいをををををのをんををは後場行
後踐祚あをくかのをんをくは体をををを
はをやくくをは天皇をのをんうくをあくを
らはくく後言金光のんとと文殿行をの書
仁明天皇はさくへをんをを第二人はるあく
をくく御行をは常の後和天皇人はゆし
をてくをあをつうを後嵯峨はをの花
をを後和嵯峨はくくをはるの人後るを天下
後醍醐はをりはをををを行ををれを殿
をあんをゆくをはさうの人はるを後

[illegible]

[illegible]

[illegible]

本意なんおもうきこの事をんゆゑ
ましまさもちろもいつよく氣遣わるいと思
仕るなり事も人の編輯ゑよりくゑ事さハ
とくとおし仕るとゆしの思いハせへしを
ところ多くハいと仕るにとそこ仕る事を佛
母様の級品なくハいと思ハる事なれハ枚交例
やくくもハこまるわるきハこをなるもこれ
ゑ為の事ハ負所ゑ世ちをれをなりゆ中
にをよハたちりくもれ井のようにきこ
まるこをうきおくもそこ仕るようしの中
ゆ事きへおくく仕るなりるこのをこまとなる

しめしまくつききみのハせいをんをまちそ
まちれハおいのちもるれしをいよく佛
代五合宣紙のちをこるんまとをれん
し仕るいりりそもく樂みちれ事代く
を十さいをもこちをそハをもしにをく
ゑハせいしんをなるまくそのをこをろ
こをくれちし仕る四筆おるをしるくしとをこ
ゆれハかんのハをいるくしたハ事をるくし
又結書をあひるくを事あるそしるくをんまを
のをこをれたれハいまくくハ跋色をもあるハ
仕るくをるりをこをこをこをこをこをこをこ

い後作事仕事のみん屋事のみんの
うんかん景くいかんこそんとてとそこに
四位さわり作る事なれいふれわうはさうつきうり
書付ふうけちうそうん孝長朝臣のていひいひ
くんかんかいかいかいせいそんのもかきれそうか
をうりうちとつそんかん事　不定うりうれうもう
のうういつへ作まそうもうもうしいてもち
ていきつそんそもわるそうしいへやうを記の
とのうちはちとそうり断絶そうき事　朝氣の
そもも仏うき事うり　姻音院相国孝道朝臣
いいいの本譜以下の祖扶うそ　所事　作もいう

つうにうちうへうきうちうりうりいうれも
このうちとのとはうそ時宜にもうそうき
四位ちうりうけちうそんい代〻ちうき事
うれもそうの四所義行まつうそきいう
孝長のおうんを南法のうるうんきいう
四位ちうんは四まそうもわううんきものも
のうはもいかうそんを出さわうん（き事）
一そうのかんこを出しかかかんこそうはかう
そうはうおさい神名答ましてはそ聖代そも
ドつうんうんへうりうれを人君は不可不学と出
そんそもいへそうれい文学和漢へ中藤原

いうもはるかにあるべきはずのものなれ
ばむかしいまも法華傳受のうつり
きてともかくもとるべきなれば新古の大
事関白太閤以下へ
ちらしたんあるべきなり法華の教ばかりこれ
をうけたまはるにもまたはるかに
まもふかきうらを為ばかりをとりたる
物よりもたゞ人道理とする二乃至にに
おもまもりえたるもけもの形要にて侍
うるべきのうちにいむしりより代々歌をえた
もしあるいまりくうの万葉集 兼八代集ち

き代まてもちらしたんあるべきこの一巻の
代中絶したんへうらに花屋落むれんうるも
むかしの人のもとにそあるべきこの
いうもたんに兼四奥の作さはあるべ
御ゆ古歌をもとしたとしてしたる万
葉古人のいくさいたくの物語の物きんし
伊勢物語のやうの物ともきんきのうん
へきをはゆもいまはあるべきにつけ
しる風情胡蝶四和のもとにはあるべき
四巻しうのこさしき事やもとたんへ
はるかに悲言年を逆ぬとをきれあるべ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

き文あり[illegible]この沙汰意
のことをふかう[illegible]
社領をりまれ回復を沙汰の[illegible]
をいくへ清ゆるかく[illegible]
當社行事まい[illegible]
[illegible]十ゐを永福門院[illegible]
[illegible]相傳[illegible]
[illegible]
[illegible]みのあんよりの[illegible]
[illegible]奇別さうんすれば
ちくさんとも安堵をあたはられ

秋子孫貴仏[illegible]
お遠ゆくうん[illegible]
[illegible]秋一瞬の後とく
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

卿は出羽大納言の四男にて庶子
なれども母儀の兄弟なれば
まゝ外戚なれども官職
つゝがなくこゝろ
しよせ高曲のいたりにて
信後のまゝ
所にて人
相續しまゝ
うゝ君よ仕
大納言隆
ト仕まつる朝廷の

[illegible]
[illegible]
[illegible]

代りこゝにせん人こゝゆかきれもとれた
ア代かゝを作ゝこゝかをとんをんす
をゝゝむしのようこゝをれさ人こゝをあゝさ
をゝゝこんをゝゝのゝこゝのをんをんをこゝろ
えあをゝくまみをゝりつゝこんこゝよ
ト今ゝ大ゝ山成人まゝをすゝもゝあゝくゝお
中来をゝをゝゝゝ教寺にゝを人ゝ作ゝ
ゝをゝゝゝ人ゝ院のゝゝゝをゝまゝも
こゝゝゝ作ゝ寺ゝあるゝうゝんゝゝゝもゝ人ゝ
わゝゝゝゝまゝゝゝゝ累ゝをゝゝんゝゝゝ
をんゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝは

をゝゝゝをゝをゝゝをゝゝをゝゝまゝ
ゝゝゝ寺ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]（永享の頃か）[illegible]月廿日[illegible]
[illegible]七日泉涌寺[illegible]
[illegible]三条前右府[illegible]卿[illegible]
奉[illegible]光[illegible]
[illegible]
[illegible]天下[illegible]
[illegible]
[illegible]（系）[illegible]
[illegible]
[illegible]

拾葉抄葉集巻第十九終

扶桑拾葉集卷第二十

目録

富士紀行　藤原雅世
春宮大夫遠乃世修学序　法花園天皇
山之内記　貞常親王
世捨物語　源義政
和歌入学序　藤原雅親
文明歌会序　同
慈照院准后義政自筆歌会　同

三源一覽序　藤原俊通
六月雨記序　邦高親王
奥山乃御法　堯胤法親王

扶桑拾葉集卷第二十

參議從三位兼行右近衛權中將源朝臣光圀編集

富士紀行

藤原雅世

永享十四年七月十日公方様富士に御
出給て東西へ御下向可供奉之旨為日
野殿仰下今暁出立仍相坂関
とゝまれかしゝ
おもしろし山ゝ
ゝみゝ
と暁ゝ

秋乃雨のそらにおりふるしぐれ
と詠そやうそ見えてそ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

二年板と申事

[illegible]

[illegible]

不破の関を若しく板ひきて板ひきの仕方を

板ひきて久しく仕方を伝へ

関の戸作りの中山

[illegible]

星人[illegible]

[illegible]

十二日 [illegible]

[illegible]

[illegible]

赤坂と申所いにしへ源成

ひ作り人[illegible]

作[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

遠くこんわてこうれたる
秋ちかき田面より吹くかぜに
ほのみとうるくわたるなり
中川と申所
こゝろをふかくれいまけるすまいなれや
とゝろ波なる中川乃水
むすぶのちやとうるやと所なく
羽嶽まんじまつのこゝろみもしこゝて
わく白雲なるもあるこゝろ
十三日尾張國に入
ら伊ちとゝ

あらをもいこゝきにけるあるれや
月はうるれの春をもしこゝ
なるこゝろをとゝ伊ちほとまうれ祝頭乃鳥
井に入ゝ
神うるし光ゝ
ふるゝ鳴り君と伊ゝ
なるみうるれほうる海つゝる はゝて野行
ゝこゝ秋うゝ野所けるんとはえ伊く
羽日さ源なるみ乃ゝ 塩こゝ
ゝ義ゝもふひうるゝ
又ひうるひつゝを伊ゝる

通の方先我かの事ハなるべき
ものにあらず候也
星霜と申候ハ月也月也と
くゝ候ハ月と書候ハ
星ときやなるべ
月と申候ハ
秋ハ月の花ハ
くゝ候ハ
秋ハ月の星
こゝ月とよく
ゆゑとくこゝ
ゆゑ

参河国八橋ゝ
八橋ハくもの
君の
光陰の星過く
ゆみハ
通の
ゝや
我君の
ひゝ
今秋の長月ハ

[illegible]載之一遇百秋之
芳躅なりとおぼえ侍れば
君が代はいかばかりの月の名も
有るべきかなひさしかるらん
おなじく山有る三条相公明林僧寺
十三首と題して侍る題をさぐる侍る
名所山月
[illegible]霧もたえぬ秋の雲
名のみ二もれ山のこの月
名所星月
秋の月[illegible]星合

月日めぐりも月やすむらん
名所浦月
[illegible]
みわおのうらの波の上の月
名所海月
[illegible]
[illegible]月
寄月恋
[illegible]
おもかげの月を
十四日[illegible]御と[illegible]

[illegible]や豊川とわたりてとおほえず
[illegible]といくばくかすぎて十三川や
[illegible]の寺に宿いそうん
[illegible]星とて作りも山行くほどやらんと思
[illegible]

[illegible]川のうつほやらうとて里の名
[illegible]秋風の使ふ[illegible]
山中とて所はまれ[illegible]廉のうつほの
[illegible]

[illegible]山中なくたうん
[illegible]へてこゆ

[illegible]の山[illegible]ほうつ作んとおほえず
[illegible]秋もれん秋の[illegible]
[illegible]の山[illegible]通[illegible]
引馬野と山[illegible]いほうつんと分
[illegible]

[illegible]人[illegible]
野邊の秋[illegible]
[illegible]
人[illegible]問給[illegible]八幡宮とて鳥居[illegible]
と度の御願のもとに御[illegible]
[illegible]招要[illegible]

八ツ時水石の接待すまいもなし
四ツ時ごろ宿を出ん
国と所を乃浦路次第に日用元力ほどもみえ
多八津くもさいの所ゆく御路はくらもなく
ものもとみをしらえ
氏やうく通ひらきせんとつるも
行末とゆくすゑ
高師山とゆくと山なりなるやとみえて
富士見ゆるのみ
ものもとみをのみ
十四日遠江国見附の宿と下る

[illegible]

時雨[illegible]海[illegible]

猿[illegible]

[illegible]

遠く[illegible]

[illegible]

十七日伏見の府中を立て[illegible]川

[illegible]

猿[illegible]

[illegible]

菊川と[illegible]

[illegible]八[illegible]十[illegible]遠[illegible]

[illegible]

[illegible]中山を越て[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

かゝる頃伊勢國藤枝と申所にて
十八日の夕方に出立致候
の里にて宿致候
候て不知者にて
祖雅連郷
出立致候
伊勢おかりし出立致候
昔をもむかしとしのぶ
越くそしのふはしの下道
をとこ
をとこ
をとこ

こゝて出國の出府致候
出立致候
出立致候のやはらかなる
見まもるやとらるらん
出府の守護上総介範政より御祝を被
下候
出やをかりかなる葉に
出立致候
十九日に江戸に着致候
見まもるやとらるらん
出立致候の月を見るにあるは

[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

君のうしろをつくる紙のべん
又御歌とゝ下され給へこそ
数くのこゝのあきとゝろこゝ
富士ゝ高くたかやかすん
かゝて四方と思ふと立給へほとゝ私の
宿は一首よみをさ給ふ
高はくしく月はかゝて富士の雪の
面影さゝぬ宿やしれん
今日又字漢の山とゝ給ふゝ
立ゝとゝ法の山ゝはゝひゝゝ
夕霧が富士ひゝゝ

てゝゝ水をあゝ所は遊女と知りゝて
門は立給ふをゝ給へ
おほゝるゝゝその神まくひゝゝ
みゝゝゝゝ星のゝゝれゝ
又義校方はゝ思ふゝ給ふ
秋の霧もわゝむゝゝれ色は出ゝ
松はかゝゝ義校のゝゝ
範政歌進はゝゝゝゝ御歌とゝゝ給へ
はいゝゝ
雨もみぶひゝゝゝゝゝ日和の
外ゝ君ゝゝゝゝすゝん

廿二日秋をこゝろく生ゆるまゝせとやまとゝゐ
ゆ所なるべ

都をとゝていそぎ返この時も
私路をたゝるゝせとれ山こえ

鴨田川と申所なるべ

鴨田川をこえわたり沢こ田乃をし
ゐ所乃浪の音をきこゆ

大井川と申所なるべ

おなじ沢をこゆるのおゝ井川
東海道なるべ乃うの紙こんとい

又さまの中山なるべ清水紙とゐ見しべ

君をもとゝ君をしたふ音ふ行よ
みなるべ富士見をゐねを

廿三日公國乃府中をさらゐ行宮乃
乃空務わりをこ鳴れ明ゆゐと雪く
こえ杉と申所なるべ

ゆゝすゝ乃ちゝとゝ也とをくを君をゐ見
ををこゝ松乃日星をそこれ

ひくゐ野と申所なるべ山行ちとゝて行べ
ゝをゐ乃君乃ひゐ紙くひくゐ行ゐ
猿をしゐるをひゐ乃をゐ
又をゐ乃をゐゐゐ行ゐ本をゐれ

枯北野のくこう異なりの松也人は問給ふに八
百年ゝゝの昔を遠ざかるん君とゝ
やう所の松とゝ仰しゝん
はるかなるしらべのいにしへ松を校る
ゝていく秋の言葉をねん
ゝゝふ乃松もやうくちらく風しゝゝ
言はんゝめよゝゝくのみいそくこゝふ
ゝ西岳の橋の遠き渡りに
昔日橋下の御ゝ西をとゝ給ふゝ西
如給ふゝ
後人乃ゝゝめゝゝゝ

をれつゝ君をまちえぬ乃又をくし
あらしとみゆる浪のゝ
かゝ橋と申事
立くゝ山もこゝしもはるゝや
ゆくゝ雲の山日数へゝ
七日をゝ丹ゝ山とはゆゝとはとつく立ゝ
ゝゝ山日ゝ西ゝいねゝ事をみく
羽日ゝ源山日乃をゝねゝをはゝく
ゝゝく霧ゝ光やゝゝん
かゝゝ雲と申事
独ゝむゝ下ゝ葉いゝはゝこゝゝ

霧のみゝく風後事
さゝゝ丹ゝと申事
君ゝ代ゝゝゝ紙ゝゝゝ丹ゝ
ゝゝむゝゝつゝゝゝふ
ゝゝと申事紅葉をん仰く
後ゝゝゝみゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝ又やゝゝん
ゝゝ開事
ゝゝ人ゝ山ゝ紀の名の仰はゝ牧ん
ゝゝゝゝ代ゝ乃ゝふ事
武者の宿ゝ つゝ仰事

わつ君の御代をまさむる武者の
名を世星もこはるかりう
これは是わつ君御歌と枝下作り
若枝のみなふつる世乃秋うるく
あかう花そ乃ち紅葉
春之比姫ゝ世ゝ御文
後花園天皇
姫ゝあるやうゝいとをつ御人えいん
まいらしもんをいけのことゝ作
えんやうゝ作ふ大概仁中乃ゝ
記しつゝ作ゝ御覽をれい事をゝ

まゝ御進退ゝ申ゝ
重ゝ世いんをゝ御ゝ
やうんをふゝ世えゝ
ゝ作ゝ
いゝ作白ゝいふわ
ゝ作ゝ連歌ゝ時人の
ゝ歌ゝの故い御けい
ゝ作ゝ伏見殿我ゝ
ゝ一座ゝ御ゝ作ゝ事ゝ
御歌歌ゝ作ゝ
ゝ作ゝ懷ゝ事作

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

いとゝ○ゝて雖ゝも又ゝゝゝ安ゝゝな
らひゝていのんゝゝゝ仕すゝゝとゝゝゝゝゝの
ゝゝゝゝゝ

[illegible]も後悔[illegible]事[illegible]て
作[illegible]て当時[illegible]代の後を乃こ[illegible]れ
[illegible]れやうふ[illegible]とも[illegible]れ[illegible]
[illegible]や乃事[illegible]も[illegible]
れ[illegible]ら[illegible]ん[illegible]も我身[illegible]
い[illegible]れ[illegible]ん[illegible]
ん[illegible]と乃[illegible]て内典外典
乃文[illegible]も親乃命[illegible]
考[illegible]事[illegible]我[illegible]
[illegible]
[illegible]事も[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]事[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]月乃さ[illegible]
[illegible]照射乃[illegible]
[illegible]小毎[illegible]
[illegible]
[illegible]万民[illegible]
[illegible]
[illegible]世[illegible]
[illegible]
[illegible]二[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

心もとたえてあるる烟のおもかげにうかべて

佛此夜滅度如薪盡火滅の文思ひ出られ

心ふかく仏[illegible]ふかくして人[illegible]め

たきゝつるかなしさやと

と書[illegible]中陰[illegible]め

[illegible]元慈寺[illegible]住持恵忍上人の[illegible]

[illegible]僧十人[illegible]ん中[illegible]名僧

[illegible]ひ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

正月十六日門裏ニ而錫紵紙ニ侍屋の
堺と申ス[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

後撰集よりの人のとしごとにゆきとまるに
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

二月十一日に六七ばかりあるうぐいす(今イ)
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

常在靈鷲山のことを
はじめてこのうたをよむ
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
伏見の[illegible]
正長元年に[illegible]
[illegible]百三代[illegible]
御治世三十六年推古天皇乃至[illegible]
の[illegible]
位の[illegible]書廣陵[illegible]
[illegible]

[illegible]天下[illegible]海内[illegible]
[illegible]万機乃[illegible]
[illegible]遊ひ[illegible]
[illegible]
と[illegible]経[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
仁[illegible]年[illegible]世乃礼如[illegible]正月十八日[illegible]
[illegible]上[illegible]里[illegible]いらゝ宮町[illegible]へいとたまふ
[illegible]と[illegible]ゝ[illegible]軍[illegible]ゝ[illegible]二三日[illegible]ゝ軍
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

主上皇位ニ[illegible]
[illegible]
しかるに朝覲の行幸なかりしに
なりぬ[illegible]
[illegible]
しかるにゆきすゑ世をさり
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

世情物語

源義政

あるひとの世のことわりをいとやすくとりてよのつねの
ふるまひをいとやすくいとなみ給ひしかとも誠のうるは
しき事なりしかとも初めは東山の源七郎林中
郎將吾神なとの選んとのたまひしかとも
とかくとかくのたまひしかとも老佛の門徒は一如上
人といひしものと相ともなひ儒門のものを
相林のものとうちまぜて儒佛二教とも
て我神のことを對し給ひ根元
なきものとなりぬ誠の根元
なきものとなりぬ誠の根元なき

ものをあやまりとなすこと人をあやまりたるなり
なをまことをもてよくよくこれを世の濁りとも
いはんやいはんやこれ一人のみにあらず
神風のうるはしき行ひをあらためて
ふるひつるとをもんみなしかるに
とかくかくのごとくせもてあそびとなる
をなしふるひのの人なりむかしの
ものとかはりあるこのみのものとなる
なり出家いかにしてなほ林のうち
をうちあるこのうちとんをのきふ
れをとんで何のきとをもむかれた

道云々とは、おのれ一人の事也
しるんいとの川うの砂を沾ふる人をしら
らむ云々武うしうしみうしうしよ
ろ川我さの業いとはれるのさきん所
誠うむふふうふふの物のをうう
ちをもとうさいしられる
和歌入学序

藤原雅親

歌をたく心のかたふとうるうんさを
しさとは信ぜ京ものも不堪のものよ
やうとうやうく秀逸のすをいり
くれいうとくかなくよとうること
ひうをくうさんさんてそうん
さうをうきくらるの道理をひよさん
ようむうくのうつぬなひてゆいこのん
きうの数すを事なうむやうを奇れ
うを一うさのうす物心のそれようむくきを
ううゆうう大事みうくうるう連若の
ふあるとたのうよひうくおりうきうを
このうをんうう事ゆめくうこうす
けううこうるくゆうふなふうきうをう
はうひもたくいひうをのたのもを物んう

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

文明歌合序

同

此歌合判ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

勝負の字とはなをなをやとのひたぶる
物[illegible]事なるやうにぬぬ侍ん
例なれども[illegible]假名五字と句の
上ハ[illegible]三十一字とつゝ[illegible]雄雄
[illegible]侍[illegible]

寄常風[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

慈照流唯一義改元自筆合誠

同

[illegible]

[illegible]

[illegible]

源氏物語にうれ初あやしくを見てうれ
しがひうくみやいたうの事に敬〜六合う
わうあらひ海にてにさ海うをくて分
とをふるまてにもうぬをにてふるまもも
ああをいなをくてうあをいをくれ秋義
すあをとうををもちうくいに過入道左府
河海物一条禅定殿下れ花鳥餘情い藤奥の
さをひをいをて家隆ん海ををくをやをむ
をにをふひををんひいなをくうれうれひを
もけるい大車乃軾なくく小車れ軾なをんう

藤原俊通

てをくをてこんふれの物をなををうく
あをれふをくをやをうんををく称四辺の
おをの物いれうくい系斎う紫物とひをうう
物を系斎う物いまをうれをのを物くれ伝
をあをををうををい今別よ伝家乃伝解
動ふををうすをくれ紫明物れうう河海よ
をれあうををうをうをひく論安ふ
らむをいをにれをうくれ河海よれを
ひをうくをも枝葉よあをていれををくいれ他
ふをこ乃物れれあむをををうく禅定殿下れ御
物ををすをれすををくををうを物

[illegible]推後[illegible]
[illegible]
三源一覧[illegible]
[illegible]
[illegible]

五月雨記序

[illegible]

邦高親王

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

毛屋とかの毛織
乃側に付く標本すく御藏法師わ
さうさうの人くの内
物をはかる毛の毛
六月十一月十二日亥刻
四孫にて俗の先小川亭へ除幸わりかた
後ちこの御法乃御
とれ毛れに御徳志乃あまと勅使儀式と
山ものうはれ寺物に意法下を
勝林院乃御堂うて
こかの毛應永十九年毗沙門堂乃室てつの

られ寺めも毛織
あるうしくや逸遊乃御願寺毛屋小
て織れ本尊弥陀乃仏をまうて法就と
称する寺僧のいに庭乃本作よ志をうれ
毛をされ中にもかの
朝日乃れをの毛屋
をうの毛れて本佛乃脇ま屏風とうの
形にてあの御はう
中間の仏毛をして普賢像とかを前机
脚とをて閑伽毛下とう毛情れ妙受の
毛法やうのうして荘厳れともむさい厳に

て修しあるべきかなりとて修しあり乃僧に
そなへ僧これに応じて修行せしに
はたして地下伶倫乃局にて用ひられる
て修せし簾中にきこえしに東乃一人間もし
みなしめかへり和尚の祖父かなはず六日午
に下刻より之集會乃後とりて云れ
僧奈堂を純之用袈裟にかへりて出
新たにしてみなこの中乃妻なり
入寺前後を云ふ僧正に後席にくわれ
もてなりつを云ふ言はれ下八南上東面に深
り居座をみと十人なり堂童子もなれい

新居に出仕を役をなしを云ふ僧正師資
前に慶憲律師さして新をなく出仕る
朝廷乃懺法を佐敦ふ行
を給をなく夕食をつを切音揚杖早
懺法やて例時をはしめ
こをなしてこをなる修乃梵唄も分あり じん
ちをなる法をはこをなる北をなる六根
懺悔乃為をなりをはしめ三毒煩悩乃焔を
しを光修乃入道乃はしめ事ひをなる食を
をなりあをなるをきいをなる行をなる
地下はしめ人をなるあをなる登山をなるあをなる

[illegible]の[illegible]ん[illegible]やうに[illegible]ありて[illegible]廿七
日[illegible]月[illegible]とかゝ[illegible]當日[illegible]天[illegible]使[illegible]
孔[illegible]元[illegible]の[illegible]も[illegible]恵日[illegible]
[illegible]法[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]散[illegible]
[illegible]て[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

笛　景兼　景益　大祢景俊
鞨鼓　慶秋
太鼓　老原信秋等八人也
楽々
惣礼　宗明楽
異楽　採桑老　示指子
供養文後　万秋楽破
敬礼服後　蘇香二帖
眼耳後　同忘
鼻舌後　白柏
向梅後　臨臺青海波

下楽　竹林示
廻向了　千秋楽已上九々あわし

毎日ならはしなれたる物なれは
所作もおそ〻すなはちよく方〻の
とのをかいなんの乱れたる所恭閑
てあるまゝにいとりつくろはれたる
ならはしの御心ばせも位ふかく
見えて〻ふかきに世のつねの
人のみれはにはかにもつるをあさ
つるを大変れたるまゝにつくろはれ
はなを世の御後りつくろはれいとも

[illegible]

[illegible]

[illegible]